

法務省保観第134号

平成21年3月6日

地方更生保護委員会委員長 殿  
保 護 観 察 所 長 殿

法務省保護局長 坂 井 文 雄

無期刑受刑者に係る仮釈放審理に関する事務の運用について（通達）

仮釈放を許すか否かに関する審理（以下「仮釈放審理」という。）については、更生保護法（平成19年法律第88号。以下「法」という。）及び犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成20年法務省令第28号。以下「規則」という。）の規定に基づき、並びに犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程（平成20年法務省保観訓第261号大臣訓令）、平成20年5月9日付け法務省保観第325号矯正局長、保護局長依命通達「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について」等により行われているところですが、無期刑受刑者（無期の懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設に收容されている者をいう。以下同じ。）については、重大な犯罪をしたことにより終身にわたって刑事施設に收容され得ることにかんがみ、無期刑受刑者に係る仮釈放審理の運用の透明性を更に向上させるとともに、慎重かつ適正な審理を確保するため、今般、上記の法令等のほか必要な事項を下記のとおり定め、平成21年4月1日から実施することとしたので、通達します。

なお、本件については、刑事局及び矯正局と協議済みです。

#### 記

#### 第1 25条調査

1 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、無期刑受刑者に

係る仮釈放審理における法第37条第1項本文の面接については、その構成員である複数の委員をして面接を行わせるものとする。

- 2 地方委員会は、無期刑受刑者に係る仮釈放審理においては、規則第22条において準用する規則第10条第1項の規定に基づき、当該仮釈放審理に当たり必要があると認めて同項第3号の検察官の意見を求めるものとする。ただし、刑事施設の長が仮釈放を許すべき旨の申出を行うに当たり、検察官の意見が既に明らかにされているときは、この限りでない。
- 3 地方委員会は、無期刑受刑者に係る仮釈放審理においては、無期の懲役又は禁錮に当たるすべての犯罪の被害者等（法第38条第1項に規定する被害者等及びこれに準ずる者をいう。）について、それぞれ、平成21年3月6日付け法務省保観第136号保護局長通達「被害者等調査の実施方法等について」の4により面接等調査を行うものとする。ただし、法第38条第1項に規定する被害者等が同項の申出をした場合及び被害者等調査を行うことが困難又は不相当と認められる事情がある場合は、この限りでない。

## 第2 申出によらない審理の開始

- 1 地方委員会は、無期刑受刑者について、刑の執行が開始された日（当該無期刑受刑者が仮釈放を取り消されて収容された者であるときは、当該収容の日。以下同じ。）から30年が経過したときは、その経過した日から起算して1年以内に、法第35条第1項の規定に基づき、必要があると認めて仮釈放審理を開始するものとする。
- 2 地方委員会は、1による仮釈放審理の対象とされ、仮釈放を許す旨の決定がされなかった無期刑受刑者について、その者に係る最後の仮釈放審理の終結の日から10年が経過したときは、その経過した日から起算して1年以内に、法第35条第1項の規定に基づき、必要があると認めて仮釈放審理を開始するものとする。

## 第3 その他

地方委員会は、この通達の実施の日より前に、刑の執行が開始された日から既に30年が経過していた無期刑受刑者については、平成24年3月31日までに、第2の1による仮釈放審理を開始するものとする。